

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民年金に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉敷市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

倉敷市長

## 公表日

令和5年3月31日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の内容	<p>国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の法定受託事務及び国(日本年金機構(以下「年金機構」という。))との協力連携事務で取り扱う。</p> <p>1、法定受託事務</p> <p>①任意加入被保険者・特例任意加入被保険者関係 ・資格取得・喪失申出の受理及びその申出に係る事実についての審査をするとともに年金機構へ報告する。 ・口座振替納付申出の受理をするとともに年金機構へ報告する。</p> <p>②裁定等請求関係 ・第2号及び第3号被保険者期間を有していない者に係る「老齢基礎年金」、「障害基礎年金」、「遺族基礎年金」の裁定請求又は支給請求の受理、審査及び報告。</p> <p>③未支給請求関係 ・第2号及び第3号被保険者期間を有していない者に係る「障害基礎年金」、「遺族基礎年金」の未支給請求の受理、審査及び報告。 ・「寡婦年金」の未支給請求の受理、審査及び報告。</p> <p>④支給停止・停止解除関係 ・③に掲げる年金の選択の申請、支給停止事由該当の申請、支給停止解除の申請の受理及び報告。</p> <p>⑤障害基礎年金額改定関係 ・③に掲げる障害基礎年金の額の改定の請求の受理及び報告。</p> <p>⑥付加保険料関係 ・付加保険料納付開始・納付終了の申出の受理、審査及び報告。</p> <p>⑦納付申出関係 ・納付申出・納付申出期間訂正の受理、審査及び報告。</p> <p>⑧申請免除関係 ・申請免除(全額免除、3/4免除、1/2免除、1/4免除)、学生納付特例、納付猶予の申請の受理、審査及び報告。</p> <p>⑨各種届出関係 ・資格取得・喪失届、種別変更届、産前産後免除該当届、氏名・住所変更届、死亡届の届出の受理、審査及び報告。</p> <p>⑩旧法裁定請求関係 ・旧法の裁定請求の受理、審査及び報告。</p> <p>⑪旧法障害年金関係 ・給付障害年金の額改定請求の受理及び報告。</p> <p>2、協力連携事務 資格取得時等における保険料の納付案内、口座振替、前納の促進事務や相談等について実施している。</p>
③対象人数	<p>[ 10万人以上30万人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>



③他のシステムとの接続

住民基本台帳ネットワークシステム       既存住民基本台帳システム

宛名システム等       税務システム

その他（戸籍システム、年金システム、税コンビニ交付システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療制度システム、単県医療システム、健康管理システム、子ども子育て支援新制度システム、保健福祉総合システム、生活保護システム、下水道維持普及台帳システム、下水道負担金管理システム）

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
国民年金ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	1、番号法第9条第1項 別表第一の31項 2、番号法別表第一の主務省令え定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条の2
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	市民局 市民生活部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民年金関係情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民年金の被保険者及びその世帯主・配偶者、受給権者
その必要性	国民年金第1号被保険者資格の管理、保険料免除判定、老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金などの裁定請求に必要となるため。
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号, その他識別情報: 対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・4情報及び連絡先: ①第1号被保険者になった届出の際の住所を確認するため, ②本人への連絡等のため, ③転出, 死亡などの情報による資格喪失処理を行うために保有</li> <li>・地方税関係情報: 保険料免除判定等を行うために保有</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護者(生活扶助有)の法定免除を日本年金機構へ報告するために保有。</li> <li>・年金関係情報: 日本年金機構への報告や、被保険者等からの年金相談等に対応するため保有。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年3月1日
⑥事務担当部署	市民局市民生活部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民税課、生活福祉課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 日本年金機構 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	国民年金第1号被保険者資格の管理、保険料免除判定、老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金などの裁定請求	
④使用の主体	使用部署	市民局市民生活部市民課、児島・水島・玉島・真備支所市民課、庄・茶屋町・船穂支所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 ]           <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<input type="checkbox"/> 個別に対応する国民年金事務に際して使用 ・第1号被保険者加入・喪失手続き ・保険料免除申請 ・裁定請求 <input type="checkbox"/> 日本年金機構から回付された国民年金事務に際して使用 ・第1号被保険者加入・喪失手続き、保険料免除申請、老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金などの裁定請求に係る届及び請求書、日本年金機構での処理結果一覧表確認。	
	情報の突合	住民から個人番号を用いて情報を入手する場合、個人番号カードやその他本人確認書類で突合を行う。
⑥使用開始日	平成28年3月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する ]           <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	国民年金システムの保守・運用業務	
①委託内容	国民年金システムの保守・運用業務	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 ]           <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社岡山支社	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない ]           <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 提供を行っている ( 1 ) 件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 2 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	日本年金機構
①法令上の根拠	国民年金法第3条及び第12条 国民年金法施行令第1条の2 国民年金法施行規則第9条
②提供先における用途	・国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者の異動情報の確認 ・保険料免除申請の審査 ・老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金等の裁定請求の審査・決定
③提供する情報	・国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者の異動情報 ・保険料免除申請、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金等の裁定請求に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民年金の被保険者及びその世帯主・配偶者、受給権者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	週2回程度
移転先1	市民課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条11項
②移転先における用途	住民票に記載(記録)するため
③移転する情報	国民年金資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に記載されている、国民年金第1号被保険者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

移転先2	保健福祉局健康福祉部国民健康保険課
①法令上の根拠	国民健康保険法第六条第一項第一号から第四号、第百十三条の二第一項
②移転先における用途	国民健康保険被保険者の資格適正化に関する事務
③移転する情報	国民年金資格関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民年金被保険者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	日次
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<small>&lt;本市における措置&gt;</small> セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋の、更にセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバー室に設置したサーバー内で保管。 <small>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</small> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1) 国民年金情報ファイル

<宛名>

宛名番号 個人番号 世帯番号

氏名情報 生年月日 性別 続柄

住民区分 世帯主情報 住民となった事由

現住所情報 前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報

筆頭者情報 消除情報 国籍 通称 処理停止情報 在留資格情報

<年金基本>

宛名番号 基礎年金番号 電話番号 特記事項 納付記録

<資格情報>

基礎年金番号 被保険者種別 取得日 取得事由 取得理 喪失日 喪失事由 喪失理由

<付加情報>

基礎年金番号 付加加入情報 付加脱退情報

<免除情報>

基礎年金番号 免除種類 免除該当情報 裁定結果情報 免除終了情報 法免消滅情報 送付日

<老齢裁定受付>

宛名番号 基礎年金番号 年金コード 裁定請求情報 死亡届情報

<障害裁定受付情報>

宛名番号 基礎年金番号 年金コード 裁定請求情報 診断書情報 死亡届情報

<遺族裁定受付情報>

宛名番号 基礎年金番号 年金コード 裁定請求情報 請求者情報 死亡届情報

<老齢福祉裁定受付情報>

宛名番号 証書番号 裁定請求情報 死亡届情報

<所得情報>

宛名番号 一般扶養数 老人扶養数 特定扶養数 同一生計配偶者 控除対象者配偶者 障害者扶養数 特別障害者扶養数 年少扶養数

本人障害者区分 本人ひとり親区分 本人勤労学生区分 公的年金収入 公的年金等雑所得 合計所得金額

純損失 雑損控除 医療費控除 社会保険料控除 配偶者特別控除



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的外使用の禁止</li> <li>・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限</li> <li>・特定個人情報の複写又は複製の禁止</li> <li>・特定個人情報の提供の禁止</li> <li>・情報漏えいを防ぐための保管管理責任</li> <li>・必要に応じて委託先の視察・監査を行う</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	・委託先と同等のリスク対策を実施する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	日本年金機構への提供については、番号法第19条各号で定められた提供先・事項についてのみ行う。同一機関内の移転については、倉敷市個人情報保護条例及び倉敷市電子計算機管理運営規定の定めにより利用目的、移転方法、情報の内容などを精査し適正に行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

**6. 情報提供ネットワークシステムとの接続** [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容		
--------------	--	--

リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----	---

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容		
--------------	--	--

リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--	--

**7. 特定個人情報の保管・消去**

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
----------------	--------------	---

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり      2) 発生なし
--	----------	-------------------------------

その内容	—
------	---

再発防止策の内容	—
----------	---

<p>その他の措置の内容</p>	<p>【物理的対策】          &lt;本市における措置&gt;          ・情報を格納しているサーバ等は施錠できる場所に保管している。          ・停電によるデータ消失・システム破壊を防ぐため、無停電電源装置を設置している。          ・火災によるデータ消失を防ぐため、施設には防火設備を備えている。          ・入退室者を管理・特定するために監視カメラを設置している。          &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;          ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。          ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>【技術的対策】          &lt;本市における措置&gt;          ・ネットワークを通じて外部からの進入を防止するため、ファイアウォールを設置している。          ・ウイルス対策ソフトの導入と最新パッチが提供されたらその都度適用している。          &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;          ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。          ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。          ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。          ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。          ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。          ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。          ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。          ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている 2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>—</p>	
<p>8. 監査</p>	
<p>実施の有無</p>	<p>[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査</p>
<p>9. 従業者に対する教育・啓発</p>	
<p>従業者に対する教育・啓発</p>	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている          3) 十分に行っていない</p>
<p>具体的な方法</p>	<p>&lt;本市における措置&gt;          ・職員及び派遣職員等に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。          ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。          ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。          &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;          ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、組織の情報セキュリティパフォーマンスに影響を与える人に対して、適切な教育、訓練等を行い、必要な力量を身につけさせるための処置を実施する、としている。</p>
<p>10. その他のリスク対策</p>	
<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;          ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。          ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。          具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	倉敷市法務課情報公開室 〒710-8565 倉敷市西中新田640 TEL086-426-3213
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	倉敷市市民課国民年金係 〒710-8565 倉敷市西中新田640 TEL086-426-3291
②対応方法	問合せを受け付けた際には、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年5月16日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-6-②	小山 貢	森分 宏	事後	
平成28年4月1日	II-2-⑤	平成28年2月1日	平成28年3月1日	事後	
平成28年4月1日	II-3-⑥	平成28年2月1日	平成28年3月1日	事後	
平成29年9月1日	I-1-②	若年者納付猶予	保険料納付猶予	事後	
平成29年9月1日	I-2-②	若年者納付猶予	保険料納付猶予	事後	
平成29年9月1日	III-3	ユーザーIDとパスワード	ユーザーIDとパスワード及びICカードとパスワード	事後	
平成30年4月1日	I-6-②	森分 宏	辻 一幸	事後	
平成31年4月1日	I-1-② 事務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金法に基づき国民年金第1号被保険者の資格異動及び保険料免除等受付事務を行う。</li> <li>・特定個人情報ファイルは、国民年金法の規定に従い、次の事務に利用する。</li> <li>①第1号被保険者 <ul style="list-style-type: none"> <li>資格喪失の承認申請(任意脱退)の受理、資格取得・種別変更・資格喪失・死亡の届出の受理</li> </ul> </li> <li>②第1号被保険者・任意加入被保険者 <ul style="list-style-type: none"> <li>氏名変更・住所変更の届出の受理、住所変更報告書(転出)の提出、居所未登録者の報告、資格記録・生年月日・性別訂正報告書の報告、国民年金手帳再交付申請の受理、付加保険料の納付の届出の受理、付加保険料の納付しないことの届出の受理</li> </ul> </li> <li>③任意加入被保険者及び特例による任意加入被保険者 <ul style="list-style-type: none"> <li>資格取得・資格喪失(死亡喪失)の届出の受理</li> </ul> </li> <li>④保険料納付の法定免除該当届及び不該当届の受理</li> <li>⑤保険料全額(または一部)免除の申請及び取消の届出の受理</li> <li>⑥保険料納付猶予の届出及び取消の届出の受理</li> <li>⑦学生等の保険料納付の特例に係る申請、特例の不該当届の申請、及び特例の取消の申請の受理</li> <li>⑧老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金等に関する裁定請求書、申請書、届出等の受理</li> <li>⑨年金事務所が実施する未納者対策に係る適用勧奨や免除勧奨に必要な情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の法定受託事務及び国(日本年金機構(以下「年金機構」という。))との協力連携事務で取り扱う。</li> <li>1. 法定受託事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>①任意加入被保険者・特例任意加入被保険者関係・資格取得・喪失届出の受理及びその届出に係る事実についての審査をするとともに年金機構へ報告する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・口座振替納付届出の受理をするとともに年金機構へ報告する。</li> </ul> </li> <li>②国民年金手帳関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金手帳の再交付申請の受理(第1号被保険者に係るものに限る。)及び報告。</li> </ul> </li> <li>③裁定等請求関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2号及び第3号被保険者期間を有していない者に係る「老齢基礎年金」、「障害基礎年金」、「遺族基礎年金」の裁定請求又は支給請求の受理、審査及び報告。</li> </ul> </li> <li>④未支給請求関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2号及び第3号被保険者期間を有していない者に係る「障害基礎年金」、「遺族基礎年金」の未支給請求の受理、審査及び報告。</li> <li>・「寡婦年金」の未支給請求の受理、審査及び報告。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	事後	
平成31年4月1日	I-1-② 事務の内容の続き	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤支給停止・停止解除関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・④に掲げる年金の選択の申請、支給停止事由該当の申請、支給停止解除の申請の受理及び報告。</li> </ul> </li> <li>⑥障害基礎年金額改定関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・④に掲げる障害基礎年金の額の改定の請求の受理及び報告。</li> </ul> </li> <li>⑦付加保険料関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・付加保険料納付開始・納付終了の届出の受理、審査及び報告。</li> </ul> </li> <li>⑧納付届出関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・納付届出・納付届出期間訂正の受理、審査及び報告。</li> </ul> </li> <li>⑨申請免除関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請免除(全額免除、3/4免除、1/2免除、1/4免除)、学生納付特例、(若年者)納付猶予の申請の受理、審査及び報告。</li> </ul> </li> <li>⑩各種届出関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格取得・喪失届、種別変更届、産前産後免除該当届、氏名・住所変更届、死亡届の届出の受理、審査及び報告。</li> </ul> </li> <li>⑪旧法裁定請求関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧法の裁定請求の受理、審査及び報告。</li> </ul> </li> <li>⑫旧法障害年金関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付障害年金の額改定請求の受理及び報告。</li> </ul> </li> <li>2. 協力連携事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>資格取得時等における保険料の納付案内、口座振替、前納の促進事務や相談等について実施している。</li> </ul> </li> </ul>	事後	
平成31年4月1日	I-2-② システムの機能		<ul style="list-style-type: none"> <li>6 届出書電子媒体化・処理結果一覧表管理機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書を電子媒体で送付する機能</li> <li>・処理経過一覧表を取り込み帳票出力及び更新する機能</li> </ul> </li> </ul>	事後	追加
平成31年4月1日	I-4 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の31の項	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 番号法第9条第1項 別表第一の31項</li> <li>2. 番号法別表第一の主務省令え定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条の2</li> </ul>	事後	
平成31年4月1日	I-6-② 所属長	課長 辻 一幸	市民課長	事後	
平成31年4月1日	II-4-② 委託先の取扱者数	10人以上50人未満	10人未満	事後	
平成31年4月1日	II-5 提供・移転の有無	行っていない	提供を行っている 1件 移転を行っている 1件	事後	
平成31年4月1日	II-5 提供先1		日本年金機構	事後	
平成31年4月1日	II-5-① 法令上の根拠		国民年金法第3条及び第12条 国民年金法施行令第1条の2 国民年金法施行規則第9条	事後	

平成31年4月1日	II-5-② 提供先における用途		・国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者の異動情報の確認 ・保険料免除、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金等の裁定請求の審査・決定	事後	
平成31年4月1日	II-5-③ 提供する情報		・国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者の異動情報 ・保険料免除、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金等の裁定請求に関する情報	事後	
平成31年4月1日	II-5-④ 対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事後	
平成31年4月1日	II-5-⑤ 本人の範囲		国民年金の被保険者または受給権者及びその世帯員	事後	
平成31年4月1日	II-5-⑥ 提供方法		電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) 紙	事後	
平成31年4月1日	II-5-⑦ 時期・頻度		週2回程度	事後	
平成31年4月1日	II-5 移転先1		市民課	事後	
平成31年4月1日	II-5-① 法令上の根拠		住民基本台帳法第7条11項	事後	
平成31年4月1日	II-5-② 移転先における用途		住民票に記載(記録)するため	事後	
平成31年4月1日	II-5-③ 移転する情報		国民年金資格情報	事後	
平成31年4月1日	II-5-④ 対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事後	
平成31年4月1日	II-5-⑤ 本人の範囲		住民基本台帳に記載されている、国民年金第1号被保険者	事後	
平成31年4月1日	II-5-⑥ 移転方法		庁内連携システム	事後	
平成31年4月1日	II-5-⑦ 時期・頻度		随時	事後	
平成31年4月1日	別添1 ファイル記録項目		登録日、登録時間、データ更新日、データ更新時間、データ出力日、届出書フラグ、削除フラグ、引継フラグ、送付不要フラグ、届出日連番、削除フラグ、登録支所、様式コード、届書番号、レコード連番、被保険者カナ氏名、被保険者漢字氏名、性別、郵便番号、被保険者漢字住所、資格取得理由、資格喪失理由、種別変更年月日、電話番号種別、電話番号一市外局番等、電話番号一市内局番等、電話番号一番号、付加納付辞退日、付加納付辞退理由、保険料免除消滅日、保険料免除消滅届出日、保険料免除消滅理由、保険料納付申出確認、年金手帳再交付申請日、手帳再交付申請理由、連絡欄、納付書関連、免除消滅年月日、免除消滅届出年月日、消滅理由	事後	追加
平成31年4月1日	III-5 提供・移転	[○]提供・移転しない	[ ]提供・移転しない	事後	
平成31年4月1日	III-5 ルール		定めている	事後	
平成31年4月1日	III-5 ルールの内容・確認		日本年金機構への提供については、番号法第19条各号で定められた提供先・事項についてのみ行う。 同一機関内の移転については、倉敷市個人情報保護条例及び倉敷市電子計算機管理運営規定の定めにより利用目的、移転方法、情報の内容などを精査し適正に行う。	事後	
平成31年4月1日	III-5 その他の措置の内容		—	事後	
平成31年4月1日	III-5 リスクへの対策は十分		十分である	事後	
平成31年4月1日	III-5 その他のリスク		—	事後	
平成31年4月1日	V-1-① 実施日	平成27年12月25日	平成31年4月1日		
令和2年4月1日	III-3 特定個人情報の使用	ユーザーIDとパスワード及びICカードとパスワード	ユーザーIDとパスワード及び生体認証とパスワード	事後	
令和2年4月1日	III-8 監査	[ ]外部監査	[○]外部監査	事後	
令和2年4月1日	V-1-① 実施日	平成31年4月1日	令和2年3月13日	事後	
令和2年4月1日	別添1 ファイル記録項目		、産前産後免除該当年月日、単胎・多胎の別	事後	
令和3年4月1日	I-1-② 事務の内容	⑨申請免除関係 ・申請免除(全額免除、3/4免除、1/2免除、1/4免除)、学生納付特例、(若年者)納付猶予の申請の受理、審査及び報告。	⑨申請免除関係 ・申請免除(全額免除、3/4免除、1/2免除、1/4免除)、学生納付特例、納付猶予の申請の受理、審査及び報告。	事後	
令和3年4月1日	I-2-システム3-① システムの名称	(空白)	共通基盤システム	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和3年4月1日	I-2-システム3-② システムの機能	(空白)	1 ファイル連携機能 各業務システム間の庁内連携のための機能である。 連携対象のデータや連携元のシステム及び連携先のシステムをあらかじめ設定しておくことで、設定されている情報以外の情報は連携されない仕組みとなっている。 2 参照用住記データベース機能 既存住記システムから日次で連携される住民異動情報により更新される。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和3年4月1日	I-2-システム3-③ 他のシステムとの接続	(空白)	[○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム [○]税務システム [○]その他(戸籍システム、年金システム、税コンビニ交付システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療制度システム、単県医療システム、健康管理システム、子ども子育て支援新制度システム、保健福祉総合システム、生活保護システム、下水道維持普及台帳システム、下水道負担金管理システム)	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら

令和4年5月31日	I-1-②事務の内容	<p>国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の法定受託事務及び国(日本年金機構(以下「年金機構」という。))との協力連携事務で取り扱う。</p> <p>1、法定受託事務  ①任意加入被保険者・特例任意加入被保険者関係  ・資格取得・喪失申出の受理及びその申出に係る事実についての審査をするとともに年金機構へ報告する。  ・口座振替納付申出の受理をするとともに年金機構へ報告する。  ②国民年金手帳関係  ・国民年金手帳の再交付申請の受理(第1号被保険者に係るものに限る。)及び報告。  ③裁定等請求関係  ・第2号及び第3号被保険者期間を有していない者に係る「老齢基礎年金」、「障害基礎年金」、「遺族基礎年金」の裁定請求又は支給請求の受理、審査及び報告。  ④未支給請求関係  ・第2号及び第3号被保険者期間を有していない者に係る「障害基礎年金」、「遺族基礎年金」の未支給請求の受理、審査及び報告。  ・「寡婦年金」の未支給請求の受理、審査及び報告。  ⑤支給停止・停止解除関係  ・④に掲げる年金の選択の申請、支給停止事由該当の申請、支給停止解除の申請の受理及び報告。</p>	<p>国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の法定受託事務及び国(日本年金機構(以下「年金機構」という。))との協力連携事務で取り扱う。</p> <p>1、法定受託事務  ①任意加入被保険者・特例任意加入被保険者関係  ・資格取得・喪失申出の受理及びその申出に係る事実についての審査をするとともに年金機構へ報告する。  ・口座振替納付申出の受理をするとともに年金機構へ報告する。  ②裁定等請求関係  ・第2号及び第3号被保険者期間を有していない者に係る「老齢基礎年金」、「障害基礎年金」、「遺族基礎年金」の裁定請求又は支給請求の受理、審査及び報告。  ③未支給請求関係  ・第2号及び第3号被保険者期間を有していない者に係る「障害基礎年金」、「遺族基礎年金」の未支給請求の受理、審査及び報告。  ・「寡婦年金」の未支給請求の受理、審査及び報告。  ④支給停止・停止解除関係  ・③に掲げる年金の選択の申請、支給停止事由該当の申請、支給停止解除の申請の受理及び報告。  ⑤障害基礎年金額改定関係  ・③に掲げる障害基礎年金の額の改定の請求の受理及び報告。</p>	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため
令和4年5月31日	I-2-システム1-②システムの機能	5 老齢福祉年金の管理機能 ・老齢福祉年金受給状況者情報を管理する機能	記載削除	事前	
令和4年5月31日	I-2-システム1-③他のシステムとの接続	[○] 税務システム	記載削除	事前	
令和4年5月31日	II-2-③対象となる本人の範囲	国民年金の被保険者または受給権者及びその世帯員	国民年金の被保険者及びその世帯主・配偶者、受給権者	事前	
令和4年5月31日	II-2-④記録される項目	100項目以上	50項目以上100項目未満	事前	
令和4年5月31日	II-4-委託の有無	[委託する](空白)	[委託する](1件)	事前	
令和4年5月31日	II-4-委託事項1	国民年金システムのシステム修正業務	国民年金システムの保守・運用業務	事前	
令和4年5月31日	II-4-①委託内容	国民年金システムのシステム修正業務	国民年金システムの保守・運用業務	事前	
令和4年5月31日	II-4-③委託先名	富士通株式会社	富士通Japan株式会社岡山支社	事前	
令和4年5月31日	II-4-再委託④再委託の有無	[再委託する]	[再委託しない]	事前	
令和4年5月31日	II-4-再委託⑤再委託の許諾方法	再委託承認願及び従事者名簿を提出させ、申出が適切で合理的な理由であれば再委託承認書にて許諾し、従事者から個人情報取扱いに関する誓約書を提出させる。	記載削除	事前	
令和4年5月31日	II-4-再委託⑥再委託事項	システムの修正業務における作業担当として、技術支援作業を行う。	記載削除	事前	
令和4年5月31日	II-5-提供・移転の有無	[○] 提供を行っている(1)件 [○] 移転を行っている(1)件	[○] 提供を行っている(1)件 [○] 移転を行っている(2)件	事前	
令和4年5月31日	II-5-提供先1-②提供先における用途	・国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者の異動情報の確認 ・保険料免除、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金等の裁定請求の審査・決定	・国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者の異動情報の確認 ・保険料免除申請の審査 ・老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金等の裁定請求の審査・決定	事前	
令和4年5月31日	II-5-提供先1-③提供する情報	・国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者の異動情報 ・保険料免除、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金等の裁定請求に関する情報	・国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者の異動情報 ・保険料免除申請、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金等の裁定請求に関する情報	事前	
令和4年5月31日	II-5-提供先1-⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民年金の被保険者または受給権者及びその世帯員	国民年金の被保険者及びその世帯主・配偶者、受給権者	事前	
令和4年5月31日	II-5-移転先2	空白	保健福祉局健康福祉部国民健康保険課	事前	
令和4年5月31日	II-5-移転先2-①法令上の根拠	空白	国民健康保険法第六条第一項第一号から第四号、第百十三条の二第一項	事前	
令和4年5月31日	II-5-移転先2-②移転先における用途	空白	国民健康保険被保険者の資格適正化に関する事務	事前	

令和4年5月31日	Ⅱ-5-移転先2-④移転する情報の対象となる本人の数	空白	[1万人以上～10万人未満]	事前	
令和4年5月31日	Ⅱ-5-移転先2-⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	空白	国民年金被保険者	事前	
令和4年5月31日	Ⅱ-5-移転先2-⑥移転方法	空白	[○]庁内連携システム [○]紙	事前	
令和4年5月31日	Ⅱ-5-移転先2-⑦時期・頻度	空白	日次	事前	
令和4年5月31日	Ⅱ-6-保管場所	<本市における措置> セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋の、更にセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバー室に設置したサーバー内で保管。	<本市における措置> セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋の、更にセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバー室に設置したサーバー内で保管。 <クラウド基盤上における措置>(令和4年10月)	事前	
令和4年5月31日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	国民年金関係情報ファイル 年金番号、記号番号、記号、番号、年金チェックディジット、個人番号、生年月日、60歳到達日、年金取得情報、年金種別、年金取得日、年金取得届出日、年金喪失理由、年金喪失日、年金喪失届出日、付加情報、付加区分、付加加入日、付加加入届出日、付加取消日、付加取消届出日、免除情報、免除種別、免除開始年月、免除終了年月、免除申請日、生保判定、障害有無、障害年金制度、障害等級、障害級、障害程度、他情報、在外、年金基金加入コード、年金基金加入日、年金基金脱退日、他年金テーブル、他年金コード、他年金番号、他年金期間、社保確認日、農業年金加入有無、学生フラグ、卒業予定月、配偶者情報、配偶者名、配偶者勤務先コード、配偶者勤務先名、配偶者生年月日、配偶者年金制度、配偶者年金番号、配偶者結婚日、配偶者離婚日、他年金受給、他年金受給区分、他年金受給種類、他年金受給発生日、他年金開始月、他年金受給番号、納付組織情報、納付組織コード、納付組織届出日、納付組織開始月、納付組織終了月、口座振替フラグ、口座受付日、口座開始月、口座終了月、不在情報、不在有無、不在理由、不在郵便回数、不在実態調査日、不在確定日、不在取り下げ日、電話番号、集計支所コード、メンバーコード、戸別訪問フラグ、送り先住所フラグ、停止フラグ、納付情報、基準年度、賦課状況、納付状況、令書発送日、前納区分、前納開始年月、前納終了年月、納付金額、納付テーブル、納付組合、納付日、バッチNo、催告回数、納付集計情報、納付、納付総資格月数、納付総月数、納付一般月数1、納付一般月数3、納付付加月数、免除、免除申免月数、免除法定免除月数、未納、未納総月数、未納一般月数1、	1)国民年金情報ファイル <宛名> 宛名番号 個人番号 世帯番号 氏名情報 生年月日 性別 続柄 住民区分 世帯主情報 住民となった事由 現住所情報 前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報 筆頭者情報 消除情報 国籍 通称 処理停止情報 在留資格情報 <年金基本> 宛名番号 基礎年金番号 電話番号 特記事項 納付記録 <資格情報> 基礎年金番号 被保険者種別 取得日 取得事由 取得理 喪失日 喪失事由 喪失理由 <付加情報> 基礎年金番号 付加加入情報 付加脱退情報 <免除情報> 基礎年金番号 免除種類 免除該当情報 裁定結果情報 免除終了情報 法免消滅情報 送付日 <老齢裁定受付> 宛名番号 基礎年金番号 年金コード 裁定請求情報 死亡届情報 <障害裁定受付情報> 宛名番号 基礎年金番号 年金コード 裁定請求情報 診断書情報 死亡届情報 <遺族裁定受付情報> 宛名番号 基礎年金番号 年金コード 裁定請求情報 請求者情報 死亡届情報 <老齢福祉裁定受付情報> 宛名番号 証書番号 裁定請求情報 死亡届情報 <所得情報> 宛名番号 一般扶養数 老人扶養数 特定扶養数 同一生計配偶者 控除対象者配偶者	事前	
令和4年5月31日	Ⅲ-3-ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・ユーザーIDとパスワード及び生体認証とパスワードによる認証を行っている。 ・各ユーザは、1カ月に1度、パスワードを変更している。 ・職員ごとにシステムの使用権限を設定し、利用可能な範囲を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えないようにしている。	<本市における措置> ・ユーザーIDとパスワード及び生体認証とパスワードによる認証を行っている。 ・各ユーザは、1カ月に1度、パスワードを変更している。 ・職員ごとにシステムの使用権限を設定し、利用可能な範囲を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えないようにしている。 <クラウド基盤上での措置> ・アクセス用端末は、生体認証による認証を行っている。 ・サーバは、ユーザーIDとパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザごとにシステムの使用権限を設定し、利用可能な範囲を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えないようにしている。	事前	
令和4年5月31日	Ⅲ-7-その他の措置の内容	【物理的対策】 <本市における措置> ・情報を格納しているサーバ等は施錠できる場所に保管している。 ・停電によるデータ消失・システム破壊を防ぐため、無停電電源装置を設置している。 ・火災によるデータ消失を防ぐため、施設には防火設備を備えている。 ・入退室者を管理・特定するために監視カメラを設置している。	【物理的対策】 <本市における措置> ・情報を格納しているサーバ等は施錠できる場所に保管している。 ・停電によるデータ消失・システム破壊を防ぐため、無停電電源装置を設置している。 ・火災によるデータ消失を防ぐため、施設には防火設備を備えている。 ・入退室者を管理・特定するために監視カメラを設置している。 <クラウド基盤上での措置>(令和4年10月)	事前	
令和4年5月31日	Ⅲ-9-従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	<本市における措置> ・職員及び派遣職員等に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。	<本市における措置> ・職員及び派遣職員等に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <クラウド基盤上での措置> ・担当SEは、個人情報保護に関する教育と同教育内で設定しているテスト合格を義務付けている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPIにおいて、組織の情報セキュリティパフォーマンスに影響を与える人に対して、適切な教育、訓練等を行い、必要な力量を身につけさせるための処置を実施する、としている。	事前	
令和4年5月31日	V-1-①実施日	令和2年3月13日	令和4年5月16日	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため

令和4年5月31日	V-1-①実施日	令和2年3月13日	令和4年5月16日	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため
令和5年3月31日	II-6-保管場所	<p>&lt;本市における措置&gt;            セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋の、更にセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバー室に設置したサーバー内で保管。            &lt;クラウド基盤上における措置&gt;(令和4年10月から)            ・「JDCGファシリティスタンダード」で最上位であるティア4相当のデータセンターにて保管            -データセンター自体の建屋はカメラ+24時間365日の有人監視であり、有資格者以外の入館を抑制            -データセンターの入館管理及びサーバー室入退室、ラック開錠において生体認証が必要            -政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)を取得済み            &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;(令和5年1月から予定)            ・サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。            -ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。            -日本国内でのデータ保管を条件としていること。            ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	<p>&lt;本市における措置&gt;            セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋の、更にセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバー室に設置したサーバー内で保管。            &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;            ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。            ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。            ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。            ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	事後	
令和5年3月31日	III-3-ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<p>&lt;本市における措置&gt;            ・ユーザーIDとパスワード及び生体認証とパスワードによる認証を行っている。            ・各ユーザは、1カ月に1度、パスワードを変更している。            ・職員ごとにシステムの使用権限を設定し、利用可能な範囲を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えないようにしている。            &lt;クラウド基盤上での措置&gt;            ・アクセス用端末は、生体認証による認証を行っている。            ・サーバーは、ユーザーIDとパスワードによる認証を行っている。            ・ユーザごとにシステムの使用権限を設定し、利用可能な範囲を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えないようにしている。</p>	<p>・ユーザーIDとパスワード及び生体認証とパスワードによる認証を行っている。            ・各ユーザは、1カ月に1度、パスワードを変更している。            ・職員ごとにシステムの使用権限を設定し、利用可能な範囲を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えないようにしている。</p>	事後	
令和5年3月31日	III-7-その他の措置の内容	<p>【物理的対策】            &lt;本市における措置&gt;            ・情報を格納しているサーバー等は施錠できる場所に保管している。            ・停電によるデータ消失・システム破壊を防ぐため、無停電電源装置を設置している。            ・火災によるデータ消失を防ぐため、施設には防火設備を備えている。            ・入退室者を管理・特定するために監視カメラを設置している。            &lt;クラウド基盤上での措置&gt;(令和4年10月から)            ・情報を格納しているサーバー等はティア4相当のデータセンターにて保管している。            ・停電によるデータ消失・システム破壊を防ぐため、無停電電源装置を設置している。            ・火災によるデータ消失を防ぐため、施設には防火設備を備えている。            ・入退室者を管理・特定するために監視カメラを設置し、有人監視も行ってしている。            &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;(令和5年1月から予定)            ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。            ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>(下記へ続く)</p>	<p>【物理的対策】            &lt;本市における措置&gt;            ・情報を格納しているサーバー等は施錠できる場所に保管している。            ・停電によるデータ消失・システム破壊を防ぐため、無停電電源装置を設置している。            ・火災によるデータ消失を防ぐため、施設には防火設備を備えている。            ・入退室者を管理・特定するために監視カメラを設置している。            &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;            ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。            ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。            【技術的対策】            &lt;本市における措置&gt;            ・ネットワークを通じて外部からの進入を防止するため、ファイアウォールを設置している。            ・ウイルス対策ソフトの導入と最新パッチが提供されたらその都度適用している。</p> <p>(下記へ続く)</p>	事後	

